

【相談内容】

No93.修繕代行に伴う市町村費用負担の割合について

○仮に道路法による修繕代行を国が実施する場合、修繕代行に伴う費用負担の割合は、市町村100%負担の認識でよいか？

【助言内容】

○修繕代行事業の負担額は、国が「補助金相当額」当該市町村が「当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額」となる。